

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨と位置づけ

(1) 背景

① 国の動向 ～「総合支援」と「差別解消」により地域共生社会の実現へ～

- 国は、1981年の「国際障害者年」を契機に、障がい者の「完全参加と平等」をめざしてきました。1993年には「障害者基本法」を改正し、障害者基本計画を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を目指しています。
- 2003年には、身体・知的障がい者（児）を対象に「支援費制度」が導入され、障がい者の福祉サービスは、行政がサービス内容を決定する「措置」から、利用者と事業者が対等な関係で「契約」して利用する時代となり、2006年には「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神といった障がいの種類に関わらず、支援が必要な障がい者（児）の自立と社会参加を実現するための施策の強化が進められました。
- 障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（2013年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援の体制整備を進め、障がいのある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的に目指されるようになりました。また、支援の対象に難病患者が加わりました。
- 障害者総合支援法は施行3年後の見直しが行われ、2016年には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正され、2018年4月から施行されました。これにより、「自立生活援助」や「就労定着支援」など地域での生活を支えるサービスの強化、障がいのある方が高齢になって介護保険サービスを利用する場合の負担軽減、障がい児支援のニーズの多様化への対応などがさらに進んでいます。これに伴い、障がい者雇用の推進、発達障がい者支援施策の展開をはじめ、各分野における制度や施策の強化が進められています。また、支援の対象に高次脳機能障がい、発達障がいなどが加わり、指定難病の種類も拡大しました。
- 国連の「障害者権利条約」（2006年）を受け、わが国は、2011年の「障害者基本法」改正、2013年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）成立などを経て、2014年1月にこの条約を批准し、2016年4月には「障害者差別解消法」が施行され、教育、医療、福祉、公共交通、雇用等の障がいのある人の自立と社会参加にかかわるあらゆる分野において、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供がより具体的に進められることとなりました。
- 近年は、地域で暮らすすべての住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を目指すための制度改革も進められています。2017年の社会福祉法の改正により、区市町村には、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を計画的に実現していくことが求められています。

- そして最近は、地震・洪水等の災害、新たな感染症から命を守るための対策の強化などが、公共・民間の様々な分野において一人ひとりの国民に問われています。
- ② 渋谷区の動向 ～「ちがいを ちからに」変えていくために～
- 区は、障害者基本法に基づく、障がい者福祉に関する総合的な計画として、1996年に「渋谷区障害者保健福祉計画（第1次）」（1995～1999年度）を策定し、障がいのある人もない人も地域の中でともに生きる社会（ノーマライゼーション）をめざす施策展開をスタートさせました（国のいう障害者計画に該当します）。
 - 2006年度には、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービス等の提供などに関わる3年間の計画として、「渋谷区障害福祉計画（第1期）」（2006～2008年度）を策定し、2009年度からは渋谷区障害者保健福祉計画と渋谷区障害福祉計画を一体的に策定し、以降、障がい者福祉に関わる施策の総合的・効果的な実施に取り組んでいます。
 - 第5次障害者保健福祉計画・第4期障害福祉計画（2015～2017年度）では、これまで取り組んできた施策を基礎に、障害者総合支援法への対応を組み込み、障害者権利条約を踏まえ、「障害のある人がその人らしく暮らす共生社会を実現する」を基本理念に、施策の展開をはかることになりました。
 - 区は、区政全体の基本的かつ総合的な指針として、2016年10月に「渋谷区基本構想」を策定し、「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を未来像に掲げました。区がつくる各分野の計画は、その実現をめざすものであり、その中でも障がい福祉分野は、「ちがいを ちから」に、誰もが暮らしやすく、誰もがその力を発揮できる社会づくりを進める上での重要分野といえます。まちのバリアフリー化、理解促進・啓発活動、渋谷みやげ開発プロジェクトなど、「ちがいを ちから」とする取組は、現在まで積極的な展開が続いています。
 - 一方で、障がいのある人の増加、本人やその家族の高齢化をはじめ、課題の多様化・複合化がみられます。前計画の策定に向けて、渋谷区自立支援協議会は、各ライフステージにおける「切れ目のない支援」の実現に注目するとともに、基幹相談支援センターの設置に向けて、そのあり方の検討も行いました。前計画（2018～2020年度）は、第6次障害者保健福祉計画（障害者計画）・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を一体化した「渋谷区障害福祉推進計画」として策定し、計画期間中には渋谷区自立支援協議会に「子ども部会」を新設するとともに、相談支援部会と就労支援部会が共同して、高齢・介護分野（地域包括支援センター）との課題共有活動に取り組みました。
 - 区では、渋谷区自立支援協議会との緊密な連携により、計画の策定や進捗管理、課題の把握と共有化等を行っています。今回の計画策定に向けては、福祉計画部会を中心に調査の設計や計画検討を行い、意見交換会、当事者アンケートに加えて、福祉サービスの従事者を対象にしたアンケートを実施しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応については、事業所への緊急アンケートも実施しました。子ども部会においても保護者アンケートを実施するなど、部会活動を軸に、当事者・家族・支援者・行政による一体的な取組がますます活発化してきています。

(2) 計画の位置づけと性格

① 3つの法律に基づく計画を一体的に策定

- 本計画は、「第7次渋谷区障がい者保健福祉計画」、「第6期渋谷区障がい福祉計画」、「第2期渋谷区障がい児福祉計画」を一体的に策定しており、いずれも、国の「障害者基本計画」、都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」を踏まえたものです。
- 「第7次渋谷区障がい者保健福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。
- 「第6期渋谷区障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めるものです。
- 「第2期渋谷区障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めるものです。

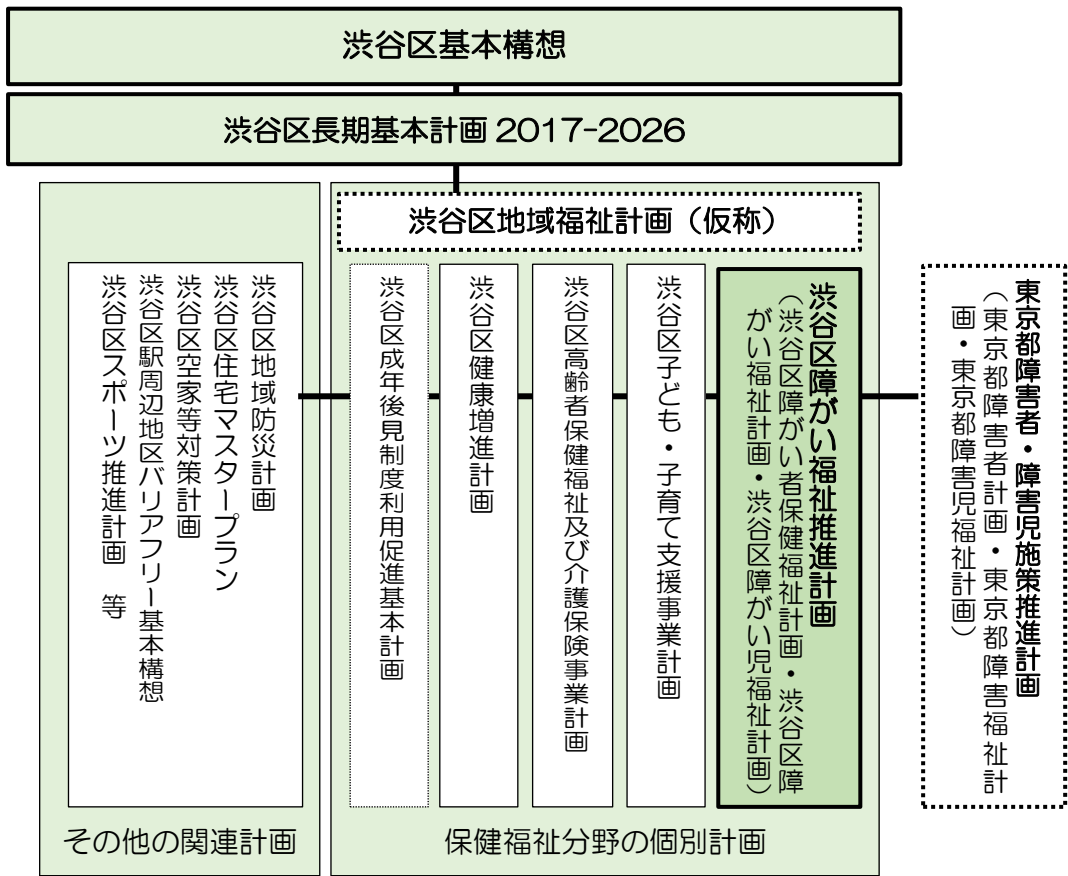
② 区の基本構想の実現をめざす障がい者（児）福祉分野の計画

- この計画は、区が「渋谷区基本構想」の実現に向けて策定した「渋谷区長期基本計画 2017-2026」及び「渋谷区実施計画 2020」に基づく障がい者（児）福祉分野の計画です。
- 「渋谷区健康増進計画」、「渋谷区子ども・子育て支援事業計画」、「渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「渋谷区地域防災計画」、「渋谷区スポーツ推進計画」及び「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」「渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」、「渋谷区住宅マスタープラン」等と整合を保ち、策定・推進する計画です。本計画の期間中、区では新たに福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」を策定する予定にあります。

③ 区と区民、区の障がい福祉に関わる方づくり、確実に進める計画

- 障がいのある人、家族、支援者、事業者等が直接・間接に参加し、さまざまな意見・視点を取り入れ、確実に進める計画です。
- 国や都の指針等を踏まえつつ、地域と人の「可能性」と「課題」に着目し、渋谷区の特성에対応した計画としました。
- 計画期間で確実に進める内容を明確にし、長期的なビジョンと、3年間（2021～2023年度）で取り組む内容を区別して実現性のある計画としました。
- 渋谷区に関わる誰もが我が事としてともに考えていくことができるよう、初めて区の障がい者施策にふれる人にも、全体像や方向性が見やすく、わかりやすく伝わる構成にしています。

■計画の位置づけ（関連計画との関係）



(3) 計画の期間

- 計画期間は、2021～2023 年度の 3 年間とし、計画の実施状況、国や都の施策動向、区を取り巻く状況の変化などから見直しの必要が生じた場合は、渋谷区自立支援協議会等と協議しながら、計画期間内に随時内容を見直します。

■計画の期間

	2006～ 2008 年度	2009～ 2011 年度	2012～ 2014 年度	2015～ 2017 年度	2018～ 2020 年度	2021～ 2023 年度
障がい者保健福祉計画	第2次計画 (2004 年度～)	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画
障がい福祉計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画
障がい児福祉計画					第1期計画	第2期計画

(今回策定)

2 策定の方法

(1) 調査の実施

- 本計画の策定に向けて、アンケート調査、意見交換会を実施し、障がいのある人、家族の状況やニーズ、支援者や障がい福祉に関心のある区民等の意向を把握しました。また、区の他部署や渋谷区自立支援協議会、関係団体等が実施したアンケート調査等の結果を参考にしました。

(2) 検討の体制

- 福祉部障がい者福祉課と健康推進部地域保健課を中心に、その他関係部署と連携しながら、前計画の事業実施・継続状況を整理し、各担当課に今後の取組予定を確認しました。これらの成果目標と活動指標については、計画値と実績を比較し、本計画の課題整理及び取組内容を踏まえて設定しました。
- 計画の内容は、渋谷区自立支援協議会の専門部会である「福祉計画部会」が中心となり、「相談支援部会」、「就労支援部会」、「子ども部会」と協働しながら、検討しました。
- パブリックコメント（意見提出手続）を実施しました。（2020年12月実施）

■計画の検討体制

